

2022年10月26日

法制審議会における「撮影罪」等を新設する試案の公表に関するコメント

航 空 連 合  
事務局長 酒井 雄介

- 2022年10月24日、第10回法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会において、正当な理由なく「性的姿態等」を撮影する行為を罰する「撮影罪」等の新設に関する試案が公表された。
- 2012年9月、航空機内における客室乗務員への盗撮行為が摘発されたものの、撮影行為を行った場所が飛行中の機内であったため、都道府県を特定できず、いずれの迷惑防止条例も適用できず処分保留となる事例が発生した。航空連合が2019年に実施したアンケートでは、約6割の客室乗務員が、機内で盗撮・無断撮影の経験が「ある」、もしくは「断定できないがあると思う」と回答している。
- このような職場実態をふまえ、航空連合は、2020年9月、法務大臣に対して「盗撮罪（仮称）」の制定を求める要請をおこなうなど、働きかけを進めてきたところであり、今回示された「撮影罪」等の新設は、機内における盗撮を未然に抑止する効果に加えて、法に基づいて厳重に処罰することが可能となることから、大いに評価できる。
- 今後、国会での審議を経て「撮影罪」が確実に法制化されることを望むとともに、可及的速やかな施行により、盗撮の抑止、撲滅を強く求める。また、働く者が機内で法に基づいて確実に対応できるよう、関係当局や事業者において実運用を十分にふまえた検討を求めるとともに、現時点では「撮影罪」の対象外である無断撮影に対しても、実効性のある抑止策を講じるべく、引き続き精力的に働きかけをおこなっていく。

以上